

N P O活動に関する基本指針

平成12年2月

静 岡 県

目 次

はじめに	1
第1章 NPO活動の現状と課題	3
1 NPO活動の現状	3
2 NPO活動促進への課題	4
(1) NPO組織・運営の基盤強化	4
(2) 身近な活動環境の整備	5
(3) NPO活動の拡大	5
(4) NPO活動への理解	5
第2章 県のNPOに対する考え方	6
1 県のNPOに対する考え方	6
(1) NPOは新たな担い手	6
(2) パートナーシップ（連携と協働）	6
(3) NPOの自立と自己責任	7
(4) NPO組織と公平性	7
2 NPO、市町村、企業の役割	8
(1) NPOから市民への働きかけ	8
(2) 市町村の取組	8
(3) 企業への期待	9
3 新しい市民社会	9

第3章 行政のNPO活動支援の施策	1 1
1 NPO活動支援の視点	1 1
2 支援施策	1 2
(1) これまでの取組	1 2
(2) 今後の取組	1 4

(巻末付録)

NPO活動の現状	2 1
(1) 全国のNPO活動の状況	2 1
(2) 本県のNPO活動の状況	2 2

はじめに

21世紀を目前に控えた今日、少子化、高齢化の進行や環境問題の重要性の高まり、グローバル化の進展など様々な課題が顕在化しており、これまで我が国の繁栄を支えてきた社会経済システムは、根本的な変革を求められています。このような課題は、行政や企業の対応のみでは解決が困難であり、市民の積極的な社会参加と活動が、課題の解決のために強く求められています。平成10年3月に制定された「特定非営利活動促進法（NPO法）」は、このような市民の公益活動の促進を目的として作られたものです。

このような時代の潮流を踏まえて、静岡県では、NPO法に基づく県条例を制定するとともに、「新世紀創造計画第2次実施計画」（平成11年2月策定）において、NPOを新たな社会的役割を担う民間非営利組織として位置づけ、「住民参加の促進」という施策の中で、様々な分野で活動するNPOの活動を支援し、行政とのパートナーシップを築きながら、NPOとの連携を図っていくこととしています。地方分権が進み、地域からの発想により、地域の個性をつくることますます大切となり、加えて、行財政改革は喫緊の課題であります。まさに、これからの社会の発展は、「市民」、「NPO」、「企業」、「行政」がいかにうまく連携し協働し合うかが鍵になると考えております。

このため、県では、「市民」、「NPO」、「企業」、「行政」のそれぞれの役割を考えながら、静岡県としてNPO活動に対してどのように関わっていったらよいか、その方途について、基本指針としてまとめました。

この基本指針は、NPO活動の有識者や実践者からなる「ふじのくにNPO推進委員会」や公開会議参加の県民からの意見や提言を踏まえて策定したものです。今後、県としては、この基本指針に基づき施策の具体化に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

平成12年2月

静岡県知事 石川嘉延

第1章 NPO活動の現状と課題

1 NPO活動の現状

経済企画庁が平成8年に実施した「市民活動団体基本調査」結果によれば、市民活動団体（継続的、自発的に社会的活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人（社団法人、財団法人等）でないものと定義）の数は、全国におよそ86,000団体あり、うち静岡県では、その約5%に当たる4,000ほどの団体が活動していると想定されます。

静岡県が行った調査（「市民活動団体リスト作成調査」（平成10年実施）及び「市民活動団体アンケート調査」（平成10年実施））によれば、その活動状況は、概ね以下のとおりです。（詳しくは、巻末付録参照）

まず、活動分野は、「保健、医療、福祉の増進」（32%）、「環境の保全」（21%）、「文化、芸術、スポーツの振興」（7%）、「国際協力の活動」（5%）、以下「まちづくりの推進」「子どもの健全育成」「社会教育の推進」となっており、全国に比べ環境保全分野が高い点が特徴です。

財政規模は、10万円以上50万円未満の団体が29%、10万円未満の団体が27%と小規模な団体が過半数を占めていますが、全国に比べれば、50万円以上の中規模団体が10ポイントほど高いという特徴を持っています。財源は、概ね会費収入が3分の1、行政からの補助金が4分の1となっています。なお、会員数は、20人未満が30%、20人以上50人未満が24%となっています。

活動地域は、「同一市町村内」がおよそ4分の3近くを占めるのに対し、県外で活動している団体はほとんどありません。事務所形態は、予算規模が小さい団体では、「会員などの個人宅や勤務先」や「社会福祉協議会やボランティアセンター」がほとんどですが、予算規模が1,000万円を超える団体でも独自の事務所を持つところは、全国に比べ少ないのが実情です。

活動拡大への意欲は高く、3分の1以上の団体が「活動を拡大したい」、「現在の活動に加え、新たな活動にも取り組みたい」と希望しており、また約8割の団体は、「社会的な役割や重要性が増していく」と認識しています。

行政との関わりについては、8割近くの団体が何らかの関わりを持ってお

り、その具体的な窓口の多くは市町村です。また、その関わり方は、「指導・支援を受けている」が半数を占める一方、「対等なパートナーシップを保っている」と答えているのは1割強にとどまっています。行政からの支援に対する考え方は、団体の自立に配慮した支援を期待する声が高く、支援内容としては、「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」、「資金援助」、「活動に必要な備品や機材の提供」、「活動メンバーや団体のマネジメント能力の向上のための研修」などが望まれています。

NPO活動の問題点としては、

- ・ 新規会員の不足や会員の高齢化
- ・ 活動に必要なリーダーや専門知識を持つ人材の不足
- ・ 情報交換や交流の場の不足、活動場所の使い勝手に対する不満などがあげられています。

2 NPO活動促進への課題

NPO活動の現状は、総じて、資金、人、情報、場所などに共通の問題を抱え、スタッフや新規会員の不足、会員の高齢化・固定化も進行しています。ある意味で、熱心に活動している特定の人達に過度な人的・財政的負担がかかっており、まだまだ活動基盤の弱いのが現実の姿といえます。

県では、NPOは活動を促進する上で、次のような課題を抱えていると考えています。

(1) NPO組織・運営の基盤強化

NPOは、様々な思いや社会的使命を抱きながら社会貢献活動を展開していますが、人材や資金面などの組織・運営基盤が脆弱なものが多く、そのため、活動の範囲や内容に限界が生じており、新しい社会の一翼を担うセクターの活動としては、質的にも量的にも十分とは言い難い状況にあります。

また、活動を拡大・活発化していく意欲がある団体も、人・資金・もの・

情報不足の悪循環から、活動の拡大・発展や組織の自立に結び付かない状況にあります。

一方、NPO活動は自己実現や問題意識などの自発的な思いから発生しており、これこそがNPO活動の根本的なエネルギー、ポリシーであるため、行政などに対してNPO活動への自主性・自立性への配慮を求める意見も多くあります。

今後、NPO活動を促進していくためには、何よりもNPOの自主性・自立性を高める組織・運営基盤の確立を図ることが重要であります。

(2) 身近な活動環境の整備

新たに活動を開始し、あるいは拡大しようとするNPOや、組織・運営基盤が十分でないNPOにとって、会議、打合せ、市民への呼び掛けなどの活動の場所や資材・機材の確保は切実な問題です。

初期段階の活動展開を容易にしていくことや活動の強化・充実を図る上で、身近な所に活動場所や資機材が確保できる環境の整備を図ることが必要であります。

(3) NPO活動の拡大

NPO活動が広がりやすく、また、現状維持志向や自己満足、活動ニーズに対する認識不足、行政などに対する依存や不満に陥り、その活動が停滞する傾向もみられます。

NPO相互の交流や情報交換などにより、団体が自らの活動を客観的に評価し、その課題を発見するとともに、自助努力や団体相互の連携と助け合いにより、活動を切り開き、拡大していける環境づくりが必要であります。

(4) NPO活動への理解

NPO活動を行う側の情報発信の不足と社会全体のNPO活動に対する理解不足が重なり、市民・企業・行政などとの間で行き違いが見られます。NPO活動を行う側からの情報発信力の強化とともに、社会全体がNPO活動の重要性を認識するための意識啓発を図ることが必要であります。

第2章 県のNPOに対する考え方

1 県のNPOに対する考え方

(1) NPOは新たなる担い手

現代社会においては、人々の価値観の多様化や社会経済システムの行き詰りが進行し、今までのように企業や行政だけの対応能力では、単純に解決できない、多くの社会問題が発生しています。

このような中で、市民としての現場感覚を持ちつつ、創造力・先駆性・行動力・適応性にあふれたNPOの存在が、複雑に絡み合った社会問題解決の新たなる市民セクターとして、企業や行政に次ぐ社会サービスの提供者の役割を持ち、その存在意義を高めつつあります。

NPOの特性は、時代を読む先駆性、規制や慣習にとらわれない柔軟性、地域要望に即した的確性、時代を先導する斬新性、限り無い創造力、様々な人々のネットワークの力などにあります。NPOはこの様な特性を多彩に絡ませ、地域における実践活動を進めています。

企業や行政では利潤性・効率性や公平性・均一性ゆえに果たし得なかった社会問題に対して、今後、NPOには、その独自の専門的知識や思い・こだわりのネットワークの集積力など、「市民力」を集結した新たなる「担い手」の役割を期待するものであります。

(2) パートナーシップ（連携と協働）

資金、人材、情報など組織力に恵まれた企業や行政と、きめの細かいサービスを得意技とするNPOが、それぞれの持ち味や利点を提供し合えるパートナーシップの関係を新たに構築できれば、多様化し複雑化する社会サービスに柔軟に対応でき、社会サービスは質・量とも飛躍的に向上すると予測されます。

行政においては、NPOとどのように連携し、パートナーシップを構築していくかが問われています。施策の企画段階から参加を求め、NPOや市民の自発的な意思や発想を活かすとともに、政策の執行過程にまで参加

できるようになれば、行政はより住民の意向に沿った満足度の高い施策を打ち出せるでしょう。こうした積み重ねが、NPOと行政との連携と協働の関係を深め、信頼性を高めることになると考えます。

(3) NPOの自立と自己責任

NPOの中には行政への依存傾向を示すものもありますが、多くのNPOは行政からの独立性・自立性を維持するため、自立への努力を積み重ねながら活動を進めています。

今後、NPOが行政施策決定のプロセスに参画したり、行政への提案や提言を行ったり、行政からの事業委託を受ける事例が、多く発生すると想定されます。この場合、NPOが団体個々の短期的な利益を優先させた狭小で独断的な考え方を採ることなく、長期的視野に立った対応が求められます。

NPOには、活動の質と成果の品質、活動に対する自己責任の認識と事後評価、説明責任など厳しい社会的責任があること、また、NPOの成長に伴い、行政からの事業の受託一つをとっても、企業や既存の公益法人などとの競争が激しくなり、競争の結果から淘汰されるNPOが出てくる可能性があるということも、十分に認識しておく必要があります。

(4) NPO組織と公平性

NPO法人格の取得は、権利や信用の担保となり、NPO活動の拡大と成長のために重要な手段の一つであります。しかし、その選択は、NPO自身のビジョンに基づいて決められるものです。行政においては、法人格取得の有無を基準としてNPOとの関係に優位性をもたせることはなく、全てのNPOに対して常に公平かつ平等に対応していく必要があります。

2 NPO、市町村、企業の役割

(1) NPOから市民への働きかけ

NPO活動は、市民自身の問題意識による「市民社会の具現化の手段」であり、また、生きがいややりがいを創造するための「自己実現の手段」の一つでもあるといえます。

NPOの活動基盤は地域であり、NPOを育てていくのは県や市町村などの行政ではなく、市民そのものに他なりません。NPOへの市民の理解が深まらなければ、県や市町村がいくらNPO活動の支援や促進を呼びかけても、社会の状況はそれほど大きくは変わりません。

NPO自身がそれぞれの問題意識に立脚し、市民に対して積極的に働きかけていくことが、社会や地域を具体的に変えていくための原動力になります。地域の具体的課題に対して、実践と成果を積み上げることにより、NPOの社会的役割と存在意義が市民に理解されていくものと考えます。

(2) 市町村の取組

NPO活動の多くは、NPOが活動拠点を置く市町村を中心に展開されています。行政との関わり合いで市町村のNPOに対する理解と連携は、NPO活動の発展に欠かせないことです。

NPOの活動は本来地域に密着した活動であり、市町村が積極的に支援すべきとの考え方もあります。市町村の窓口がよりNPOに対して身近なものになることを市町村の役割として期待しています。

また、市町村がNPO活動への理解を深めることは、地域住民の行政へのニーズの把握になるとともに、地方分権を推進していく上において、政策形成能力の強化につながっていくものと考えます。地域づくりへの政策過程に地域住民が参画することは、地方分権の本旨とするところであり、NPOからの政策提言を積極的に受け止めていく問題意識と具体的行動が求められています。

(3) 企業への期待

社会貢献活動を企業自らがを行い、市民の社会貢献活動に対して積極的に支援する企業がある一方で、NPOとどのように付き合っていったらいいのか模索している企業もあります。

日本の場合、個々の企業は財政的な支援をはじめとして様々な支援を行っていますが、そうした活動状況の情報開示はさほど進んでおらず、その全容をインターネットや出版物で容易に見ることができる状況にありません。企業の側からも市民やNPOに期待する事柄を訴えていくことが重要であります。

企業は、本来の事業で商品やサービスを提供し、収益を上げ、雇用を確保したり、税金を納めるという形で社会に貢献することが基本的使命であることは言うまでもありません。

しかし、企業もまた社会を構成する一員として、地域社会の課題や広い意味での社会の課題を解決するために、その体力に応じて、自発的に企業が所有する技術、資金、施設、資材、人材などを提供し、NPO活動を支援していくことが求められています。

その中で、企業の社会的責任・公益的使命が、今以上に重要視され、地域におけるNPOとの関わりが増加するなど、企業の果たすべき役割に大きな期待があります。

3 新しい市民社会

社会の変化に伴い、企業や行政では対応できない社会ニーズに対し、市民自らが自分たちの課題としてとらえ、これらの課題に対して主体的に取り組んでいく土壌をつくっていくことが求められています。

市民がNPO活動に関心を持ち、NPO活動を一部活動家のものだと排除せず、NPO活動の原点は地域や日常の暮らしの中から発生する身近な問題への取組であることを理解する必要があります。

このためには、地域社会の課題に対して、自立と共生の意識を持って取り

組む市民の積極的な参加はいうまでもなく、その担い手となるNPOが自立しながら健全に成長していくことが重要となります。

これからは、地域社会の課題の解決に向けて、市民・NPO・企業・行政が連携・協働して取り組めるような、地域で生活する総てのものが参加し、課題を解決していく、地域総参加の「地域社会システム」の形成が、望ましい「市民社会」の姿といえます。

第3章 行政のNPO活動支援の施策

1 NPO活動支援の視点

多くのNPOが様々な活動に取り組み、公益サービスの提供や社会的課題の提起を行っています。しかし、NPOには組織的に小さなものが多く、自らが現状を打破して活動を発展させ、社会に結び付けていくための力を十分に備えているとはいえません。

このため、NPOはNPO活動と市民との結びつきを強め、NPO活動への参加を促進することなどにより、自立基盤を確立していくことが必要であります。

行政がNPOを支援していくに当たっては、NPO活動の特性に留意して、次の視点を持つことが重要であると考えます。

(1) 自主性・自立性の尊重

市民やNPOの自由な意思による参加や活動を尊重し、その支援は、結果として行政への依存度を高めたり、活動に対する誘導や干渉にならないような内容でなくてはなりません。

(2) 可能性の尊重

市民やNPOの活動が社会的使命を持つものに発展する可能性を尊重し、支援の窓口は幅広く開いておく必要があります。

(3) 間接性・側面性の尊重

社会的使命に基づく主体的な活動は、それぞれの意識に根差した自らの努力によりはじめて成り立つものであります。支援は、NPOの運営に対し補助金等を交付するといった直接的な助成というよりは、あくまでその活動の環境づくりを主眼とする間接的、側面的な支援を考える必要があります。

(4) 柔軟性・段階性の尊重

NPOには、活動が緒についたばかりの組織的に小さなものから、土地・建物を所有し、事務局を持つものまで、その形態は千差万別です。そのようなことから、支援は、NPOの発展段階に応じ、柔軟に展開していくことが必要であります。

(5) 有限性・時限性の尊重

NPOが主体となり、自助努力による成長により、はじめてNPO活動の持つ独自性や先駆性といった特性が発揮されます。従って、支援は、活動主体自らの創意工夫・自助努力による萌芽・成長を誘発するための呼び水としての役割を明確にするため、有限的なもの、時限的なものとして考える必要があります。

2 支援施策

(1) これまでの取組

平成10年12月に特定非営利活動促進法が施行されて以来、県では、次のような取組を進めてきました。

① 法令及び執行体制等の整備

ア 条例及び規則の制定

NPO法は、平成10年12月1日に施行されましたが、この法律の施行手続き等が条例に委ねられたことから、「特定非営利活動促進法施行条例」及び「同規則」を制定しました。

イ 法人県民税の減免

「静岡県税賦課徴収条例」を改正し、税法上の収益事業を行わない特定非営利活動法人に限り、県民税の均等割を減免することとしました。

また、市町村に対し、法人等の市町村民税の均等割について、減免を検討するよう要請しました。

ウ NPO担当室の設置及びNPO相談窓口の開設

本庁にNPOを専属に担当する「NPO推進室」を設置するとともに、地域で活動するNPOの便宜を図るため、県内9か所の県行政センターにNPOの相談窓口を設置しました。相談窓口では、NPO法人の認証申請や簡単な相談を受け付けています。

エ ふじのくにNPO推進委員会の設置

県がNPOに関わる各種の支援策を推進するに当たり、有識者や実践者からの助言を求め、「ふじのくにNPO推進委員会」を平成10年6月に設置しました。また、この委員会は、県でも初めての試みとして、県民も自由に会議に参加し、意見を述べる「公開参加方式」により開催しました。

② 啓発・情報の提供及び人材・団体の育成

ア ふじのくにNPO市民公開講座の開催

NPOについて広く県民に周知を図り、理解していただくため、NPO法やNPOの先進事例などについての「ふじのくにNPO市民公開講座」を県下各地で開催しました。

イ ふじのくにNPOマネジメント養成塾の開催

NPOのマネジメントのノウハウについて、組織経営、資金の確保、事業の企画立案、会計・税務、行政・企業へのプレゼンテーションなどについての専門講座を開催し、NPOリーダーの養成や人材の確保に取り組んでいます。

③ 活動支援拠点の整備

ア ふじのくにNPO活動センター（愛称静岡パレット）の設置

平成11年7月にNPOやボランティアの活動を支援するためのモデル拠点施設として「ふじのくにNPO活動センター（愛称静岡パレット）」を静岡市内に開設しました。このセンターは交流コーナー、作業コーナー、展示コーナー、相談コーナー、OAコーナー、図書資料コーナーなどの機能を有し、NPOのデータベース化やネットワーク化にも取り組んでいます。

(2) 今後の取組

今後、NPOが組織・運営の基盤強化や経済基盤の確立などを進めていくためには、次のような活動に対して支援をしていく必要があると考えています。

① NPO組織・運営の基盤強化

ア 新たな活動への参加者や専門的技術・知識を持つ人材の確保

○ NPO活動に関する公開講座等の開催

NPOが自主的に行う事業の障害にならない範囲において、NPO活動に対する市民の関心を一層深め、学習から活動への機会の提供として、潜在的なNPO活動参加希望者向けの講座やセミナーを開催し、今後とも引き続き充実していきます。

○ NPOと市民・企業・行政が出会う場づくり

NPOと市民、企業、行政がパートナーシップを形成して課題を解決していくため、それぞれの取組についての課題や事業連携の可能性を討議するフォーラム等の出会いの場づくりをしていきます。

○ **NPO活動参加希望者の相談受付**

NPO活動への参加希望者とNPOとを結び付けるため、NPOが中心となって市民のNPO活動への参加の相談に取り組むことを支援していきます。

○ **青少年等のNPO活動参加へのプログラムづくり**

今日、小学生、中学生、高校生のボランティア体験等の推進が積極的に進められていますが、更にこの活動を発展させ、NPO活動に参加できる機会づくりを検討していきます。

また、NPOが小学生、中学生、高校生に対して受入れのカリキュラム等を提案していくことも必要と考えます。

大学生のNPO活動への参加の方法としてインターンシップの制度化も今後の検討課題のひとつとして上げられます。さらに、NPOの規模拡大に伴い、一定期間NPOのスタッフ等のキャリアを積みながら、NPO活動について研究やノウハウを蓄積していくことも考えられます。

○ **人材養成の専門講師紹介や研修会・セミナーの開催**

NPO自身で人材育成に取り組む動きも少しずつ広がっていますが、これを更に推進すべく、NPOが自主的に行う類似の事業の障害にならない範囲において、人材養成に必要な専門講師のデータベース化や紹介などをはじめ、研修会やセミナーの開催などによる人材養成などを引き続き進めます。

イ 自立した経済基盤の確立

○ **助成についての情報収集・発信**

企業や民間団体などの助成機関からNPOへの資金助成、その他の情報がNPOに十分伝わっているとは言えません。全国ベースでの助成情報の収集はもちろんのこと、静岡県内企業等の助成情報の

収集についても積極的に取り組んでいきます。

○ **市民へのNPOのサービスについての情報提供の充実**

NPOの経済基盤強化の一方策として、事業の拡大は活性化を図るためにも大きな効果があると期待されています。このため、市民からの問合せや申込みに対して、NPOを紹介、コーディネートするサービスについての情報提供の充実を図ります。

○ **NPOに対する行政等の事業委託**

行政が進めてきた業務の中には、行財政改革の推進の観点からも、その一部をNPOに委託することにより対応が可能なものがあると考えられます。こうした業務については、パートナーシップの原則にたち、NPOの「サービスを購入する」という考え方から、積極的にNPOへ委託し、団体の収益機会を増やすとともに、活動の拡大や活発化を図っていきます。

○ **資金助成システムの検討**

現在、NPOへの財政的支援の一方策として、「市民バンク」が平成元年に発足し、東京、大阪、山形などで活動が展開されています。これは、地域社会への貢献や社会的弱者の自立をめざす事業など、金融機関には難しい事業に対して融資するものです。今後、行政と企業等による「活動資金助成制度」の設立や「公益信託」のような間接的で透明性があり、自立性を高める助成の仕組みなどの検討・研究を進めます。

ウ **情報収集・発信の機会拡充と能力向上**

○ **NPOの組織・活動情報の収集・発信**

県内にある約4,000のNPOの協力を得て、NPOの活動実態をデータベース化し、広くNPOや県民に対して電子情報ネット

上で情報提供していきます。データベース化によりNPO同士の交流や目的を同じくするNPOとのネットワーク化や分野を異にするNPOとのネットワーク化が容易になり、相互の連携と活動情報の受発信が拡大するよう、その環境整備を進めます。

なお、コンピュータを利用できる市民、NPOばかりではないため、従来からの印刷媒体による情報提供も引き続き充実していきます。

○ NPO相互の情報交換の促進

NPOが組織や活動についての意識の活性化を図るとともに、自らの活動の客観的な評価や課題解決、新たな取組へのヒントを得る機会を増やしていくため、NPO相互の情報交換の促進が必要となります。

各団体の活動を紹介するニュースレターや活動事例集の発行、各団体の情報誌等の収集・閲覧、電子情報ネット上の情報交換のための掲示板の提供などについても、積極的に推進していきます。

○ NPO相互の交流機会の提供

NPOが活動を拡大していくため、異分野のNPOや広域にわたるNPOとの交流や情報交換を通して、NPOの活動意識の活性化、個々の団体が抱える課題の解決手法や新たな活動展開の方法の発見を促す機会の提供をしていきます。

このようなことは、本来NPOが独自で行うべきものと考えますが、NPOには財源的にも厳しいものが多く、NPOが成長するまでの間、県が相互の交流の場を提供していく必要があると考えています。

② 身近な活動環境の整備

○ 会議・作業スペース・機材等の提供

NPOにとって最も必要とされているのが活動の場の整備です。気軽に会議ができ、コピー機・印刷機・製本機・作業テーブルなどの機材が用意された作業スペースがあり、自由に使用できる機能整備と場づくりが求められています。

県では、この活動環境整備のモデルケースとして、静岡市内に「ふじのくにNPO活動センター（愛称静岡パレット）」をオープンしました。目的は、交流の場・情報の受発信基地・NPO支援のモデル拠点・広域的NPOのネットワーク化の場、NPO相談窓口等ですが、今後とも、その機能の強化と充実に努めるとともに、沼津、浜松のパレットとの有機的連携を進めていきます。

また、県内の各市町村に対してもNPO活動支援のモデル拠点として、その機能を普及していきます。

○ 既存施設等の利用規制の緩和

NPO活動を進めていく上での大きな課題のひとつに、会議や打合せなどを行う活動の場の確保が難しいということがあげられます。地域には利用可能な活動の場として、公民館、図書館、学校、その他の公共施設等が考えられます。今後、NPO活動の環境整備のために、これら既存施設の利用規制の緩和の必要性について、関係機関の理解を深めていきます。

③ NPO活動の拡大

○ 組織マネジメントアドバイザーの配置

NPOを組織として立ち上げ、自立していくためには、そのマネジメントの知識が求められます。このため、人材や資金確保、組織運営等の方法について、有識者からの実情に即したアドバイスやコ

ンサルティングを受けることが、NPOの育成に有効となります。

アドバイザーの登録を行い、NPOが必要とするアドバイザーを派遣できるようなシステムの構築を進めます。

○ 法人格取得のためのアドバイスやセミナーの開催

法人格を取得する希望を持っている団体の中には、すばらしいNPO活動を行っているにもかかわらず、スタッフの中に法律の知識が乏しく法人設立までに至らない団体が見受けられます。

法人格の取得を図ろうとする団体に対して、これらの知識・能力を高めるためのアドバイスやセミナーの開催を引き続き進めます。

④ NPO活動への理解

○ NPO活動についての啓発・情報提供

NPO活動は、県民に幅広く理解されることが大切です。

県や市町村が持つあらゆる広報媒体を活用して、県内各地域におけるNPO活動団体の活動などを紹介しながら、NPO活動の意義や役割、支援の必要性などについて啓発活動を積極的に進めます。

○ NPO活動に関する調査・研究

NPO活動の位置付けについて、市民の社会的認識は十分なものとはいえないのが現実です。

NPO活動の位置付けを明らかにし、社会的認識をより深めることが大切であるという観点から、NPO活動についての実態調査をはじめ、市民や企業のNPO活動に対する意識調査などを行っていきます。

○ NPO活動に関する「資料センター」づくり

NPOの活動者や研究者がNPO活動を進めていくためには、様々な情報を必要としますが、県内には十分な情報を提供する機関

がありません。

「ふじのくにNPO活動センター」に、県内はもとより国内や海外のNPO活動に関する図書や研究資料を収集し、提供する「資料センター」を設置します。

○ 県や市町村の職員の研修

県や市町村職員のNPO活動に対する認識や理解が不足しているとの不満の声が聞かれます。また、これからは、県や市町村の各セクションの業務において、関連するNPOとの円滑な連携が不可欠となります。

このため、県や市町村職員を対象にNPOの活動経験者による講義や意見交換等の研修会の開催とともにNPO活動への参加の奨励を引き続き進めていきます。

(巻末付録)

N P O活動の現状

(1) 全国のN P O活動の状況

経済企画庁が平成8年に実施した「市民活動団体基本調査」結果によれば、市民活動団体（継続的、自発的に社会的活動を行う、営利を目的としない団体で、公益法人（社団法人、財団法人等）でないものと定義）の数は、85,786団体で、その結果は、概ね次のとおりとなっています。

① 活動分野

「活動分野」では「社会福祉系（高齢者福祉、児童母子福祉、障害者福祉等）」が37%、「教育・文化・スポーツ系」、「地域社会系（まちづくり、むらづくり、犯罪防止、交通安全、観光振興、災害防止等）」がそれぞれ17%、「環境保全系」が10%、「保健医療系」、「国際交流系」が5%を占めています。

② 財政規模

10円未満の団体が35%と最も多く、次いで10万円以上50万円未満の団体が31%となっており、この2つで全体の3分の2を占めています。次いで、100万円以上500万円未満が15%、50万円以上100万円未満が12%となっています。また、500万円以上1,000万円未満の団体は2%、1,000万円以上の団体は、2.5%となっています。概ね全体としては、50万円未満の小規模な団体が3分の2を占めています。

③ 活動財源

収入は、会費が33%と最も多く、次いで行政からの補助金と民間からの助成金が33%となり、この両収入で全収入の66%を占めています。また、業務収入は13%であり、寄付金は5%と低くなっています。概ね全体としては、会費収入が3分の1、補助金・助成金が3分の1を占めています。

支出は、事業・活動経費が80%、人件費が4%、事務所維持経費が2%となっています。

④ 会員数

20人未満が20%、20人以上50人未満が25%であり、50人未満の団体が全体の半数近くを占めています。一方、200人以上の団体も20%あります。

⑤ 活動地域

団体の主な活動地域は「同一市町村内」が68%を占めていますが、複数の県や海外など都道府県の区域を越えて活動している団体は7%と少なくなっています。

⑥ 事務所形態

「会員などの個人宅や勤務先」又は「公民館や社会福祉協議会等の公共施設」に置いている団体の割合が全体の90%を占めています。一方、団体専用の事務所を所有又は借り上げている団体は7%と少なくなっています。1,000万円以上の団体になると「会員などの個人宅や勤務先」との回答は極めて少なくなり、代って「団体独自の事務所」が62%を占めるようになっていきます。

(2) 本県のNPO活動の状況

静岡県が、県内におけるNPO（市民活動団体）活動の実態を把握することを目的に行った「市民活動団体リスト作成調査」（調査団体数4,000：平成10年実施－①ア関係）及び「市民活動団体アンケート調査」（調査団体数1,000：平成10年実施－①イからキ、②、③、④関係）の結果は、概ね次のとおりとなっています。

① NPOの活動

ア 活動分野

「保健、医療、福祉の増進」が32%と最も多く、全体の3分の1を占めています。次いで「環境の保全」が21%、「文化、芸術、スポーツの振興」が7%、「国際協力の活動」が5%、「まちづくりの推進」「子どもの健全育成」「社会教育の推進」が4%の順となっています。本県の特性としては、環境保全分野のNPOの占める割合が、全国の2倍となっています。これは、水と緑に恵まれた本県の自然環境の保

全に対する県民の関心の高さを表わしているものといえましょう。

イ 財政規模

10万円以上50万円未満の団体が29%と最も多く、次いで10万円未満の団体が27%となっており、この2つで全体の2分の1を占めています。次いで、100万円以上500万円未満が14%、50万円以上100万円未満が10%となっています。また、500万円以上1,000万円未満の団体は2%、1,000万円以上が2.5%となっています。本県の特徴としては、50万円以上の中規模の団体が全国と比較して10%程度多いことです。市民活動への県民の参加意欲が強いことを表わしています。

ウ 活動財源

会費が39%と最も多く、次いで行政からの補助金が28%となり、この両収入で全収入の66%を占めています。概ね全体としては、会費収入が3分の1、行政からの補助金が4分の1を占めており、全国と同じ傾向を示しています。

エ 会員数

20人未満が30%、20人以上50人未満が24%であり、50人未満の団体が全体の半数以上を占めています。一方、200人以上の団体も19%あります。全国と同じ傾向を示しています。

オ 活動地域

団体の主な活動地域は「同一市町村内」が73%と大半を占めていますが、予算規模が1,000万円以上の団体については、県内全域を対象とする団体が約3分の1を占め、活動が広域に及んでいます。県外で活動している団体はほとんどありません。

カ 事務所形態

事務所形態は、予算規模が小さい団体では、「会員などの個人宅や勤務先」及び「社会福祉協議会やボランティアセンター」がほとんどです。1,000万円以上の団体になると「会員などの個人宅や勤務先」との回答は極めて少なくなり、代って「団体独自の事務所」が27%を占め

ています。本県の特性として、1,000万円以上の団体が所有する独自の事務所の割合が3分の1と大変少ないことです。専属のスタッフを雇用して、独自の事務所を構えるまでの運営基盤が整っていない団体が多いことを表わしています。

キ 活動拡大の意欲等

予算規模が大きくなるに従って、活動の拡大や新たな活動への取組を希望する団体の割合が高くなる傾向にあります。予算規模が1,000万円以上の団体では、「活動を拡大したい」46%、「現在の活動に加え、新たな活動にも取り組みたい」46%と合わせて約9割の団体が活動の拡大や新たな活動への取組を希望しています。

② 行政との関わり

ア 窓口は市町村（複数回答）

行政と何らかの関わりを持っている団体は77%に上り、その内、具体的な窓口としては「市役所、町村役場」が78%と最も多く、次いで、「静岡県」15%、「国・県・市町村の外郭団体」14%となっており、身近な基礎自治体である市町村との関わりが深くなっています。

イ 行政との関わり

行政との関係については、「行政から団体の活動について指導・支援を受けている」が全体の半数を占める一方、「行政とは協働関係にあり、対等なパートナーシップを保っている」は13%、「行政の業務を代行、受託している」は5%に止まり、行政と対等な関係を結べるほど活動基盤が整った団体が少ないことが伺えます。

③ NPOの意識

ア 今後の活動への取組

○ 市民活動団体の約3分の1は、今後、活動の拡大や新たな活動に取り組みたいとの意向を持っています。

「活動を拡大したい」12%、「現在の活動に加え新たな活動にも

取り組みたい」24%と、両回答を合わせると3団体に1団体は、今後の活動に積極的な意向を持っています。

- 約3分の2の団体は、自分たちの活動の社会的な役割や重要性が増していくものと考えています。

「社会的な役割や重要性が増していく」と回答している団体が79%もある一方、「現在の活動を維持したい」が58%もあり、市民活動の重要性は認識しているものの、諸事情により活動の拡大・活発化への意欲にストレートに結びつかない現状も伺えます。

イ 行政からの支援に対する考え方

- 行政には団体の自立に配慮した支援を期待しています。

「団体の自立に配慮しながら支援すべき」42%、「団体の自主性を尊重し行政の支援は間接的な支援に止めるべき」14%と2項目で56%となり、「団体が社会的役割を担えるように積極的に支援すべき」28%を大きく上回っています。

このことから、NPO団体は、行政に対して団体の自主性・自立性に配慮した支援を求めていることが伺われます。

- 支援内容としては、「活動や情報交換の拠点となる場所の確保・整備」、「資金援助」、「活動に必要な備品や機材の提供」、「活動メンバーや団体のマネジメント能力の向上のための研修」などとなっています。

④ NPO活動の問題点

ア 人的問題（複数回答）

- 積極的な活動展開から会員の募集が円滑にいつているNPOもありますが、多くのNPOは、新会員の不足や会員の高齢化などの問題を抱えています。

活動において困っていることとしては、「新規の会員を集めるのが難しい」が49%と最も多く、「活動に参加できる会員が少なく、活動が拡大していかない」45%、「特定の人に責任・作業が集中す

る」40%、「会員の高齢化が進行している」33%と人的問題に集中しています。

- 活動に必要なリーダーや専門の知識を持つ人材不足の問題を抱えています。

「活動の中心となる指導者やリーダーが足りない」31%、「活動に必要な専門の知識を持った人材がいない」19%、「活動に必要な知識や技術の研修機会が不足している」18%というように、活動に必要なリーダーや専門的な知識を持つ人材の不足が課題となっています。

- 会員の高齢化の影響で「インターネットなどの新たな情報手段を使えない」が10%と、情報交換の手段となるコンピュータへの対応も今後の課題となっています。

イ 情報交換の場や交流機会の不足（複数回答）

- 情報交換や交流機会の場の不足に対する不満が見られます。

「他の市民活動団体との情報交換や交流がしにくい」8%、「団体の活動に関する施策など行政関係の情報が得にくい」7%、「活動発表や情報発信の場所や機会が少ない」3%となっています。

ウ 活動場所への不満

- 上記の他、市民活動団体からのヒアリングによれば、活動場所の使い勝手に対する不満も見られます。

夜間の使用ができない、安い場所が見つからない、活動資材を置く場所がない、管理者の異動により施設の運営方針や使い勝手が変ることがあるなどの意見があります。